

香川県物価高騰等に伴う公共交通利便性向上等支援事業費補助金の概要

令和8年6月15日

1 事業の目的

地域公共交通の維持・確保を図るため、物価高騰等により、経営が厳しい状況にある県内交通事業者に対して、利便性向上・業務効率化に資する設備導入や職場の労働環境改善に資する施設改修に要する経費等に対して補助金を交付するもの。

2 補助対象事業者

次のいずれにも該当する事業者であること。

(1) 次のいずれかに該当する事業者であること。

ア バス事業者・・・・・・・・道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業を営業者で、かつ、県内に本社又は主たる事業所を有するもの

イ 鉄道事業者・・・・・・・・鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第2項に規定する第一種鉄道事業を営業者で、かつ、県内に本社を有するもの

ウ 一般旅客定期航路事業者・・海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業を営業者（香川県離島航路運営費等補助金などの欠損額の補助を受けている者を除く。）で、かつ、県内に本社又は主たる事業所を有するもの

(2) 交付申請時及び実績報告時に(1)に該当する事業を休止し、又は廃止していないこと。

3 補助対象経費

補助対象経費及び具体例は以下のとおり。

補助対象経費	具体例
①利便性向上・業務効率化に資する設備導入等に要する経費	○キャッシュレス決済端末の導入費 ○翻訳機器の導入費 ○無線Wi-Fi設置費（車内・車両内・船内等） ○ドライブレコーダーの導入費 ○防犯カメラの設置費（車内・車両内・船内）
②職場の労働環境改善に資する施設改修等に要する経費	○トイレの整備・改修費 ○更衣室の整備・改修費 ○休憩室の整備・改修費 ○浴室の整備・改修費 ○エアコンの設置費 ○運転士の子を預かる託児所などの施設整備費

留意点については以下のとおり。

○国、市町等が実施する他の補助金の交付を受ける事業については、補助対象経費から当該他の補助金の額を除いた額を補助対象経費とする。ただし、以下の事業に要する経費については対象外とする。

- ・ 県が実施する他の補助事業に採択されている事業
(香川県事業者の未来への投資を応援する総合補助金 等)
- ・ 県が実施する香川県地域公共交通アップデート支援事業費補助金を活用した市町の補助金の交付を受ける事業

○補助対象経費は、原則として香川県内で実施される事業に要する経費に限る。

○主として道路運送法第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する事業に要する経費については対象外とする。

○主として期間(瀬戸内国際芸術祭会期中など)に限りを設定して運航される航路事業に要する経費については対象外とする。

○原則として補助対象事業者が所有する施設に係る事業費とする。

○船舶については、一般旅客定期航路事業の用に供する船舶に係る事業費とする。

※以下のものは、補助対象経費に含めることができない。

- ・ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税
- ・ 以下に該当する経費
 - ① 直接人件費
 - ② 租税公課、減価償却費、一般管理費
 - ③ 補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できない(汎用性があり目的外使用になり得るもの、本補助事業以外にも使用するもの等)経費
 - ④ 物品やサービスなどの支払先や支払内容が確認できない(領収書、レシート等がない)経費
 - ⑤ 交付決定前に実施した事業の経費(ただし、令和7年10月1日(水)以降に実施した事業について、領収書等で確認できた場合は、補助対象とする。)
- ・ その他、公的資金の用途として、社会通念上、不適切と認められる経費

4 補助金の算出方法

下記の補助上限額及び補助率は以下のとおり。

補助上限額：

- ①利便性向上・業務効率化に資する設備導入に要する経費等：200万円／事業者
- ②職場の労働環境改善に資する施設改修に要する経費等：200万円／施設

複数の建物が一連の敷地内に整備されている場合は、当該複数の建物を一つの施設とみなす。例えば、運転手の宿泊室がある建物に隣接した別の建物に、トイレやシャワー室等が整備されている場合は、これらの建物を1つの施設とみなすことになり、1施設分の補助上限額(200万円)が適用される。

また、一般旅客定期航路事業者については、補助対象事業者が所有する一つの船舶についても、一つの施設とみなす。

過去に本補助金の交付決定を受けている場合、

①利便性向上・業務効率化に資する設備導入に要する経費等については、
2,000,000 円から過去に受けた本補助金の交付決定額のうち利便性向上・業務効率化事業に係る額を減じた額

②職場の労働環境改善に資する施設改修に要する経費等については、
2,000,000 円から過去に受けた本補助金の交付決定額のうち労働環境改善事業に係る額（同一施設のものに限る。）を減じた額

を補助上限額とする。

補 助 率：1／2

留 意 事 項：

交付申請は原則として先着順とし、申請額の合計が予算額に到達した場合、受付期間内であっても以後の申請については交付できませんので予め御了承ください。

5 申請手続き

○申請の受付期間

受付期間：令和8年6月15日（月）から令和8年7月31日（金）まで

交付決定：随時

○受付方法

香川県電子申請・届出システムで申請を行ってください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13587

○申請に必要な書類及び提出方法

香川県電子申請・届出システムによる申請及び書類の郵送が必要です。

申請書類の提出方法は下記の表のとおりです。

申請書類	提出方法
・交付申請書（様式第1号） ・事業を営んでいることを証する書類（許可証の写し等） ・見積書の写しその他補助対象経費の積算の根拠となる資料 ・補助金申請額計算書（様式第1号別紙1） ・事業計画書（様式第1号別紙2） ・収支予算書（様式第1号別紙3） ・その他知事が必要と認める書類	電子申請
・誓約書〔原本に限る〕 ・申請日の直近1か月以内、かつ令和8年7月31日（金）までに発行された県税の納税証明書（完納証明書）〔原本に限る〕	郵送（※）

※誓約書及び県税の納税証明書の原本は、「11 問い合わせ先」まで郵送してください。
7月31日（金）消印有効です。

○ダウンロード

交付申請書、誓約書等の様式は、県のホームページからダウンロードしてください。

【香川県ホームページ】

香川県トップページ > 社会基盤 > 道路・交通 > 担当課 交通政策課
「香川県物価高騰等に伴う公共交通利便性向上等支援事業費補助金について」
ページ ID：61909

6 交付決定

県は提出された補助金交付申請書の内容を審査し、適切であると認めるときは、「補助金交付決定通知書」を送付します。

なお、申請額の合計が予算に到達するなど、交付できない場合は、「補助金不交付決定通知書」を送付します。

7 事業の実施期間

令和7年10月1日（水）から令和8年9月30日（水）まで

※この期間に、事業の着手（発注・契約）、実施、すべての補助対象経費の支出が完了している必要があります。

8 実績報告

県からの交付決定を受けた後、事業が完了した場合には、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和8年11月2日（月）までに、「事業完了実績報告書（様式第8号）」を提出してください。

実績報告の際に、①利便性向上・業務効率化に資する設備導入等に要する経費の場合は、設備の設置がなされたことが分かる資料（設置後の写真）を、②職場の労働環境改善に資する施設改修等に要する経費等の場合は、施設の改修等がなされたことが分かる資料（改修後の写真）等、事業の成果が分かるものを提出していただきます。

また、合わせて、「契約書等の写し」、「請求書の写し」及び「領収書の写し（銀行振込の場合は振込明細書の写し等）」も提出していただきます。

9 補助金の交付

補助金の支払いは、補助金実績報告書に基づき、実施された事業内容の審査と経費内容の確認等により交付すべき補助金の額を確定した後、請求書を提出していただく必要があります。

10 注意事項

事業の実施に当たっては、補助金交付要綱を十分ご確認ください。

11 その他

本事業については、国の「重点支援地方交付金」を活用しています。

12 問い合わせ先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1-10 香川県庁舎東館5階

香川県交流推進部交通政策課 総合交通グループ

TEL:087-832-3131 FAX:087-831-9606 e-mail:kotsu@pref.kagawa.lg.jp